

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成25年8月/2日

議席番号 18番

東村山市議会議長 様

質問者 伊藤真一

記

番号	質問の項目と要旨
1.	病児・病後児保育事業について
	本年度の新規事業として「病児・病後児保育事業」が開始される予定です。待望の子育て支援策として期待される事業ですが、その実施概要やそれに伴う課題など、まだ不明な点が多くそれらを明らかにするとともに、今後の運営上の問題を踏まえてどのような対応が必要かを検証をして参りたいと考えます。
	(1)清瀬市の病児保育室「チルチルミチル」での利用状況
	①「チルチルミチル」の経営形態について
	②24年度の利用実績
	A.年齢別 B.清瀬市内外別およびうち東村山市 C.平日と土日別
	③料金設定（市内外別の、登録料および保育料）
	④清瀬市における事業収支状況
	⑤東村山市民登録者の町別内訳
	⑥受入定員、保育士、看護師の人員数と施設稼働状況、及びその問題点について
	⑦他市民の利用で清瀬市民が不便を強いられるような実態はないか
	⑧国、都の補助金のしくみ、及び清瀬市一般財源と市外利用者利用料金との整合性について問題は無かったか
	(2)多摩北部医療センターの病児・病後児保育
	①経営形態について。(補助金、または委託事業などの違い)
	②実施概要 対象年齢、他市民の利用、受入定員数、スタッフ人員数、利用料金設定など
	③利用に際して、センター小児科医の診察が条件となるのか。
	④鉄道駅から遠く、特に市南西部地域の住民から利用しづらさの声が想定される。従来からの他市施設利用料補助を継続するのか、考えを伺う
	⑤子育て支援の拠点として積極的な活用が期待されるが、想定される課題と期待される効果を踏まえた、市長の所感を伺いたい

番号	質問の項目と要旨
2.	国の「地方公務員給与削減要請」に対する東村山市の対応について
	<p>政府は1月24日、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」を閣議決定し、国家公務員給与が現行、平均7.8%の削減措置を講じられていることを踏まえ、地方においても国に準じて、必要な措置を講じるよう求めています。</p>
	<p>平成25年度地方財政対策は、公務員給与削減を反映した編成方針によって策定されましたが地方分権改革に逆行するものとして、我が議会は交付税削減反対の意見書を政府に提出しました。市長も三月定例会施政方針説明で、このような政府の方針に「分権改革の流れに逆行するもの」と批判されました。</p>
	<p>結果として、今年度の地方交付税額および臨時財政対策債発行限度額はどのような影響を受けたのか。また、この問題に対し東京都をはじめ都内各自治体はどのようなスタンスで臨んでいるのか。これらを基に、今後の当市の向かうべき方向性を考えたいと思います。</p>
	(1)平成25年度の歳入状況について、以下の観点から所感を伺う
	①地方交付税の決定額と、歳入全体に及ぼす影響をどう考えるか。
	②義務教育国庫負担金等、国庫支出金は当初予算との間に乖離を生じていないか。
	③臨時財政対策債の発行限度額と、歳入全体に及ぼす影響をどう考えるか。
	(2)東京都はじめ、都内各自治体のこの問題への対応状況を伺う
	(3)近年、東村山市は財政の健全化を進めるために、給与構造改革をはじめ様々な施策を講じてきた。改めて、その具体的施策と効果を時系列で確認したい。
	(4)現行のラスパイレス指数108.6について見解を伺う。
	(5)以上の質問の答弁を踏まえ、地方公務員給与の削減に対する市長の見解を伺う。
	(6)発表された国の中期財政計画を踏まえ、今後の市財政の見通しについて市長の見解を伺う。